

■第416回食品安全委員会

日時：平成24年1月26日（木） 14：00～15：10

傍聴者：25名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）農薬 9品目（9）はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) サフルフェナシル | 2) シアゾファミド |
| 3) スピネトラム | 4) ピラクロストロビン |
| 5) フルベンジアミド | 6) ペンディメタリン |
| 7) ペンフルフェン | 8) ポスカリド |
| 9) フルオリミド | |

（イ）農薬及び動物用医薬品 2品目（10）及び11）はポジティブリスト制度関連）

- 10) テフルベンズロン 11) シハロトリン

（ウ）農薬 9品目（1）～9）はポジティブリスト制度関連）

（1）～9）は飼料中の残留農薬基準関連）

- | | |
|-----------|----------------|
| 1) エチオン | 2) カルボフラン |
| 3) キャプタン | 4) ダイアジノン |
| 5) ホスメット | 6) ホレート |
| 7) シハロトリン | 8) ジクロルボス及びナレド |
| 9) アラクロール | |

（エ）動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）

- 1) スルファジミジン

（オ）特定保健用食品 3品目

- 1) コタラエキス
2) キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>
3) キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>

・（ア）～（エ）まで、厚生労働省及び農林水産省並びに廣瀬委員から説明。
・「サフルフェナシル」、「シアゾファミド」及び「スピネトラム」の農薬3品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、「テフルベンズロン」及び「シハロトリン」については、先に、農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととし、その他の農薬14品目については、農薬専門調査会において審議することとし、動物用医薬品「スルファジミジン」については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・（オ）について、消費者庁から説明。

・本3品目については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

（ア）農薬9品目（イ）農薬及び動物用医薬品 2品目

- * 1) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、綿実、なたねへのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。
- * 2) 殺菌剤で、ばれいしょ、ぶどう等に使用します。今回、はつかだいこん、はたけな、もも、ネクタリンへの適用拡大申請がされています。
- * 3) 殺虫剤で、稲、トマト等に使用します。今回、だいこん、はくさい、こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、アスパラガス、ピーマン、きゅうり、メロン、かんきつ、ネクタリン、すもも、おうとう、ブルーベリー、ぶどうへの適用拡大申請及びばれいしょ、クレソン等へのインポートトレランス申請がされています。
- * 4) 殺菌剤で、りんご、もも等に使用します。今回、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししと

う、いちご、茶への適用拡大申請及びさとうきび、ブロッコリー、なたね等へのインポートトレランス申請がされています。

* 5) 殺虫剤で、もも、キャベツ、茶等に使用します。今回、とうもろこし、そば、あずき、やまのいも、かぶ、わさびだいこん、メキャベツ、非結球あぶらな科葉菜類、カリフラワー、なばな類、にんじん、とうがらし類、しょくようほおずき、メロン、にがうり、オクラ、しょうが、豆類（未成熟）、さやえんどう、ヤングコーン、やまのいも（むかご）、かんきつ、小粒核果類、かき、キウイフルーツへの適用拡大申請及びナッツ類へのインポートトレランス申請がされています。

* 6) 除草剤で、はくさい、にんじん等に使用します。今回、そば、しょうがへの適用拡大申請がされています。

* 7) 殺菌剤で、今回、稲、ばれいしょへの新規登録申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

* 8) 殺菌剤で、りんご、いちご等に使用します。今回、小麦、てんさい、食用ぎく、さやいんげん、茶への適用拡大申請がされています。

* 9) 殺菌剤で、かき、茶等に使用します。今回、りんごへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 10) 殺虫剤で、だいず、もも等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、葉ごぼうへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 11) 殺虫剤で、ばれいしょ、キャベツ、りんご、すいか等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

(ウ) 農薬 9品目

* 1) ~ 8) 殺虫剤で、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

* 9) 除草剤で、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

(エ) 動物用医薬品 1品目

* 1) 合成抗菌剤で、豚に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(オ) 特定保健用食品 3品目

* 1) コタラヒムブツ由来のチオシクリトールを関与成分とし、食後の血糖値が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする粉末清涼飲料です。

* 2) 3) マクロカルパールCを関与成分とし、歯ぐきの健康が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とするチューインガムです。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

1) 農薬「トリフルラリン」に係る食品健康影響評価について

・「トリフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 除草剤で、稲、キャベツ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。ポジティブリスト制度に伴う残留基準が設定されています。

2) 農薬「フルチアニル」に係る食品健康影響評価について

・「フルチアニルのADIを2.4mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、きゅうり、なす及びいちごへの新規農薬登録申請がされています。

3) 農薬「メタゾスルフロン」に係る食品健康影響評価について

・「メタゾスルフロンのADIを0.027mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 除草剤で、水稻への新規登録申請がされています。

(3) 食品安全モニターからの報告(平成23年9月、10月分)について

・事務局から報告。